

## 労働者派遣事業 許可有効期間更新申請 提出書類一覧表

## &lt;共通の提出書類&gt;

提出書類		提出部数	書類	
		正本	コピー	チェック
労働者派遣事業許可有効期間申請書	【様式第1号】 (第1面・第2面)	1	2	
労働者派遣事業計画書(事業所ごとに作成)	【様式第3号】 (第1面・第2面)	1	2	
キャリア形成支援制度に関する計画書(事業所ごとに作成)	【様式第3号-2】 (第1面)	1	2	
雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書(事業所ごとに作成)※1	【様式第3号-3】	1	2	
個人情報適正管理規程(内容に変更がある場合のみ)		-	2	
派遣元責任者講習受講証明書(写)※2		-	2	
派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書※4(注:代表者、役員と同一である場合は省略可)		1	1	
就業規則又は労働契約の以下の該当箇所(内容に変更がある場合のみ)				
教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した部分				
無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類 労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した部分		-	2	
無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つからない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した部分				
就業規則(労働基準監督署の受理印があるページ)(内容に変更がある場合のみ)		-	2	
派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル又はその概要の該当箇所の写し(内容に変更がある場合のみ)		-	2	
自己チェックシート(様式第15号)(事業所名を記入してください)		1	1	
企業パンフレット等事業内容が確認できるもの(内容に変更がある場合のみ)		1	1	
労働者名簿(申請月の前月末現在(前月末で把握が困難な場合は前々月末現在)のもので、派遣労働者を含む全労働者分)(小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置による場合のみ)		1	1	
法第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書(様式第16号)		1	1	
労働者派遣事業許可申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について(様式第17号)		1	1	
社会保険(健康保険・厚生年金)の直近の「保険料領収証書」の写し		-	1	
許可証の写し		-	1	
許可有効期間更新申請に係る印紙【1事業所55,000円×事業所数】(貼り付けずにお持ちください。)				

## &lt;法人の提出書類&gt;

提出書類		提出部数	書類	
		正本	コピー	チェック
事業主関係	定款又は寄附行為の写し(内容に変更があった場合のみ)	-	2	
法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※5【省略可】		1	1	
役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書※4		1	1	
財産的基礎関係	貸借対照表(最近の事業年度のもので、税務署に提出したもの)の写し	-	2	
損益計算書(最近の事業年度のもので、税務署に提出したもの)の写し		-	2	
株主資本等変動計算書(最近の事業年度のもので、税務署に提出したもの)の写し		-	2	
法人税の納税申告書(別表1)の写し(税務署の受付印※3のあるもの)		-	2	
法人税の納税申告書(別表4)の写し		-	2	
法人税の納税証明書(その2 所得金額用)		1	1	

## &lt;個人の提出書類&gt;

提出書類				提出部数	書類 チェック
正本	コピー				
事業主	代表者の住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)	1	1		
財産的基礎関係	所得税の納税申告書の写し(最近の納税期のもので、税務署の受付印※3のあるもの)	-	2		
	納税証明書(その2)(最近の納税期のもの)	1	1		
	預金残高証明書(納税期末日のもの)	1	1		
	貸付金残高証明書 等(納税期末日のもの)	1	1		
青色申告	貸借対照表の写し(最近の納税期のもの)	所得税青色申告決算書(一般用)の写し(税務署の受付印のあるもの)	-	2	
	損益計算書の写し(最近の納税期のもの)				
青色以外申告	不動産登記事項証明書(土地、建物)(全部事項証明書)【省略可】		1	1	
	固定資産税評価額証明書(土地、建物)		1	1	

## &lt;資産に関する要件の確認&gt;

申請期限: 許可有効期間満了日の3か月前まで

## ① 基準資産額(1事業所につき2,000万円以上必要)

$$\text{資産の部の合計額} - \text{のれん(営業権)} - \text{繰延資産} = \text{負債の部の合計額} + \text{基準資産額}$$

## ② 事業資金(1事業所につき1,500万円以上必要)

$$1,500\text{万円} < \text{現金・預金の合計額}$$

## ③ 負債総額の7分の1以上の基準資産額

$$\text{負債の部の合計額} \div 7 = \text{基準資産額}$$

**労働者派遣を行う事業所ごとに、社会保険及び労働保険(労災保険、雇用保険)に加入しており、被保険者の資格取得が適正に行われていることが必要です。**

※1 派遣労働者のうち、雇用保険等の未加入者がいる場合に提出してください。

※2 許可有効期間満了日前の3年以内に受講していることが必要です。

※3 電子申請の場合は、電子納税申告システム(e-tax)から自動返信される「受信通知(メール詳細)」をプリントアウトし、受付印の代替として提出してください。

※4 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限ります。

※5 岐阜労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書入手できる場合は添付を省略することができます。

<お願い> 上記以外にも必要に応じて、補足資料(誓約書等)の提出をお願いすることがあります。